



■ REPSE 登録ガイドを公表

2021年4月23日に官報公示された連邦労働法(Ley Federal del Trabajo)の改正により、原則禁止されることとなった人材派遣。専門的なサービス・業務であって派遣先の主要な経済活動に関わらないサービス・業務の提供にかかる人材派遣を行う場合のみ、労働社会福祉省(Secretaría del Trabajo y Previsión Social)への登録を行った上で、実施することができるとされていますが、その登録に関し、2021年8月26日付で、人材の派遣を伴う専門的なサービス等の提供事業者の登録サイト(通称 REPSE、<https://repse.stps.gob.mx/>)において、当該登録義務の遵守の為のガイドが公表されました。当該ガイドでは、考慮すべき点として、11項目が挙げられています。以下に主要なものを紹介します。

- ・ サービスの提供先の職場(当該サービス提供先が監督、あるいは責任を有する場所を含む)において、自身の労働者を一人以上、当該サービス提供先の利益となるように利用させる場合は、REPSE の登録を行い、契約書面にその登録情報を反映させること。
- ・ ある会社の労働者が別の会社において、永続的、無期限、あるいは定期的に仕事を行う時、これは当該労働者が提供された、あるいは利用可能となっている状態とみなされる。この場合、REPSE に登録し、専門性を証明する必要がある。
- ・ これらは、会社、施設、または作業場等で、それらの労働者ではない人員によって実行される業務において、労働者が提供または利用可能になっていることを示しているのであり、REPSE の登録を行い、そのような労働者が第三者の施設等で提供するサービスの専門性が証明されなければならない。また、実行される業務は当該第三者の事業目的またはその主要な経済活動に該当せず、また、労働者に不利益をもたらすスキームであってはならない。
- ・ 自社のブランド等の販売促進や広報活動を行う場合であって、労働者が自身の職場以外で利用可能な状態となる場合は、REPSE の登録が必要であり、このような労働者は、業務を提供する場所の事業目的や主要な経済活動を構成する業務を行ってはならない。
- ・ 物品の取得に伴い、契約当事者が他方当事者の施設、事業場等にその物品を配達する義務を負っているというような場合は、REPSE の登録は不要である。
- ・ サービスの提供と労働者の提供がある場合、REPSE の登録は必要となる。一方、第三者に対する労働者の提供や、労働者を利用可能にさせることがない場合は、REPSE の登録は不要である。

■ 10月 は外国投資登録(RNIE)の四半期報告の月です

2021年7月～9月の間に、次の変更等があった場合、10月1日から10営業日以内に外国投資登録(RNIE)に届出を行う必要があります。

①メキシコ国内で商業活動を行う外国人及び外国法人または外国籍を有しメキシコ非居住者の場合

登録した氏名もしくは名称、事業活動、税務住所に変更があった場合

同じ企業グループに属する海外居住者への売掛金、同じ企業グループに属する海外居住者へ買掛金、株主資本構成、資本準備金や繰越損益金に2,000万ペソ超の変動があった場合

②外国人及び外国法人または外国資本が過半を占めるメキシコ法人、外国籍を有しメキシコ非居住者であるメキシコ人、もしくは中性投資が参加する(信託による参加も含む)メキシコ企業の場合

登録した氏名もしくは名称、事業活動、税務住所に変更があった場合

外国資本構成や外国人による株式保有構成、同じ企業グループに属する海外居住者への売掛金、同じ企業グループに属する海外居住者へ買掛金、増資への拠出金、資本準備金や繰越損益金に2,000万ペソ超の変動があった場合

■ 2021年8月の主な法律・規則等の改正・制定情報

公示日	施行日	法令・規則	
8月13日	8月14日	Acuerdo por el que la Secretaría de Economía da a conocer las Reglamentaciones Uniformes referentes a la interpretación, aplicación y administración del Capítulo 4 (Reglas de Origen), Capítulo 5 (Procedimientos de Origen), Capítulo 6 (Mercancías Textiles y Prendas de Vestir), y Capítulo 7 (Administración Aduanera y Facilitación del Comercio) del Tratado entre los Estados Unidos Mexicanos, los Estados Unidos de América y Canadá.	制定

■ ウェビナーのご案内

Fair Consulting Mexico S.C.との共催でウェビナーを開催します。

タイトル: 「改正労働法でおさえておくべき、法務・税務のポイント」

日時: 2021年9月14日(火)9:30~10:30(メキシコ中部時間)

言語: 日本語

参加費: 無料(Zoom 事前登録制)

4月の労働法改正により、人材派遣(自身の従業員を他社の利益のために働かせること)が原則禁止され、専門的なサービス・業務であって派遣先の主要な経済活動に関与しないサービス・業務の提供にかかる人材派遣のみが認められることとなりました。本セミナーでは法改正の内容を解説し、人材派遣活用時の法令遵守のポイントを抑えます。

詳細を次の URL からご確認いただき、お申し込みをお願いいたします。

(お申し込みは、セミナー終了時点まで受け付けております。)

9/14(メキシコ向け日程) https://www.faircongrp.com/seminar/seminar_article/7581/

■ 特別休業日及び在宅勤務継続のご案内

誠に勝手ながら、9月17日(金)を特別休業日とさせていただきます。ご不便おかけしますが、何卒ご理解の程よろしくごお願いいたします。なお、9月20日(月)より通常営業を行います。

休業期間: 2021年9月16日(木)~2021年9月19日(日)

また、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大防止のため、弊事務所では、引き続き、全従業員の在宅勤務を行っております。そのため、ご質問、お問い合わせはメールまたは担当津村までお電話にてご連絡いただけますと幸いです。



T N Y

TNY LEGAL MEXICO S.A. DE C.V. (TNY 国際法律事務所)

Address

Hegel 153, 901, Col. Polanco V Sección, Miguel Hidalgo, C.P.11560, Ciudad de México, México.

Contact



(+52) 55-5464-2616



info@tnygroup.biz



<https://www.tny-mexico.com>